## ②遺言書がある場合(遺言執行者がいない場合)

遺言書がある場合は、遺言の内容にしたがって遺産を相続します。

遺言執行者が遺言書により指定されている場合や、家庭裁判所により選任されている場合は、遺言執行者が遺言を執行し、遺言執行者がいない場合は、相続人が遺言を執行します。

遺言の一般的な方式は次のとおりです。

- ・公正証書遺言 遺言者の遺言内容を、公証人が書きとめた遺言です。 原本は公証役場に保管されています。公証人の署名のある正本または謄本のご提出をお願いします。
- ・自筆証書遺言 遺言者が自ら遺言の内容の全文と日付を自書して署名・押印した遺言です。 ただし、自書によらない次の財産目録等を添付することも可能です。 (2019 年 1 月 13 日以降に作成された遺言書に限ります。)
  - ・パソコン等で作成した財産目録
  - ・預貯金通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等

なお、この場合は、財産目録等の全ページに署名・押印が必要です。 また、遺言書が法務局に保管されている場合以外は、家庭裁判所で検認手続を受けていただき、検認済の遺言書原本のご提出をお願いします。

- ・秘密証書遺言 遺言者が自ら遺言の内容と日付を記載して署名・押印した後、封筒などに入れて 封印し、遺言の内容を秘密にしたまま、公証役場で遺言書の存在を証明してもら う遺言です。家庭裁判所で検認手続を受けていただき、検認済の遺言書原本のご 提出をお願いします。
- ●遺言執行者の指定や選任がなく、受遺者様が相続手続をされる場合、下記の書類等が必要です。 なお、遺言の内容によっては、下記の書類のみではお手続きできない場合があります。
- ●戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。 なお、ご提示いただきました書類の返却をご希望される場合は、コピーをとらせていただき、原本をお返しいたします。

## ご準備いただく書類

| No | 書類名等   | 入手先     |
|----|--|---------|
| 1  | 被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本(注 1)<br>●「死亡が確認できる戸籍謄本」をご準備ください。(注 2)  | 市区町村役場等 |
| 2  | <b>受遺者様の現在の戸籍謄本</b> ●発行日より6か月以内のもの   | 市区町村役場等 |
| 3  | <b>受遺者様の印鑑証明書</b><br>●発行日より6か月以内のもの  | 市区町村役場等 |
| 4  | <b>遺言書</b> ●公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。   | お客様     |
|    | <b>検認済証明書</b> ●公正証書遺言以外(自筆証書遺言、秘密証書遺言等)の場合は、家庭裁判所での検認手続が必要です。  | 家庭裁判所   |
|    | <b>遺言書情報証明書</b> ●自筆証書遺言書を法務局(遺言書保管書)で保管されている場合に必要です。   | 法務局     |
| 5  | 被相続人様の通帳・証書・京都カードネオ 等  ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、京都カードネオ(家族カード、ETCカード、クイックペイ(JCBの場合)を含みます。)、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、その旨をお申し出ください。 | お客様     |

- (注1)「法定相続情報一覧図」でもお手続が可能です。「法定相続情報一覧図」は法務局で入手できます。 なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に変更がある場合は、変更内容を確認できる戸籍謄本等をご 提示ください。
- (注2) 遺言書の内容によっては、遺言書が無い場合と同様に、被相続人様の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本等が必要となる場合があります。